

経営形態の見直しにかかる取組状況(平成21年度)

[2010年3月31日]

経営形態の見直しにかかる取組状況について

市政改革基本方針に基づき、平成18年度以降、経営形態の見直しを行ってきた10事業の取組状況は以下のとおりです。

内訳は、平成20年度までに方針決定がなされたものとしては工業研究所、市民病院など7事業、平成21年度は弘済院、廃棄物処理事業、博物館施設の3事業となっています。

(詳細は表の各事業名・施設名等をクリックして下さい。)

■平成18年度に方針決定を行い、取組を進めている事業

【経営形態を変更し、機能向上を図るもの】

事業名	取組状況
工業研究所 (経済局)	・平成20年4月に地方独立行政法人に移行し、柔軟な組織運営によって、従来から有するポテンシャルを最大限に活かしながら、地域における中核的な技術支援機関として企業との密接な連携、企業に対する企画開発から製品化に至る一貫した支援や将来市場の製品を指向した技術シーズの創出を図っている。

【現行の経営形態のもと、経営の改善・効率化に取り組んでいるもの】

事業名	取組状況
港湾事業 (港湾局)	・大阪港の効率的な埠頭経営を進めるために、コンテナ埠頭等の一元管理や埠頭再編の促進を目指し、平成23年4月からの業務開始に向けた埠頭公社の株式会社化など港湾の経営管理体制の改革に取り組むとともに、経済団体と大阪湾の4港湾管理者により「阪神港国際コンテナ戦略港湾促進協議会」を平成22年2月に設立するなど、港湾管理の広域化の実現に向け取り組んでいる。
水道事業 (水道局)	・現行制度の制約の中においては、他の経営形態のメリットが発揮できないことから、地方公営企業として、抜本的な業務再編やアウトソーシングの推進、広域化の取組など経営改革を推進している。現行目標の最終年度である平成22年度において、改めて運営形態の検討を行う。

■平成19年度に方針決定を行い、取組を進めている事業

【経営形態を変更し、機能向上を図るもの】

事業名	取組状況
市民病院 (病院局)	・独立した企業体として医療環境等の変化に迅速に対応し、市民病院事業の効率的な運営を行うため、平成21年4月に地方公営企業法の全部適用に移行した。今後、地方公営企業法の全部適用のメリットを活かして、平成20年度に策定した「大阪市民病院改革プラン」に基づき、安全・安心な医療を提供するために病院改革を推進していく。

【現行の経営形態のもと、経営の改善・効率化に取り組んでいるもの】

事業名	取組状況
中央卸売市場	